

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月18日
照会部署名 上京年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (課長) 城下 広次
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 有田

(案件)

(受付番号)	1労働で2箇所の事業所から給与支払いを受け
No. 2010-406	ている場合の事業所調査について

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

元被保険者だった者から、1箇所の事業所に勤務(飲食業)していたが、勤務していた事業所(法人)及び別の個人事業所の2箇所から報酬(10万と20万)が支払われている。1箇所の事業所(法人)でのみ社保加入(10万)となっており、不利益を被っているので、調査の上届出の訂正(標準報酬を30万で法人事業所より届出)をさせるよう求められている。個人事業所については任意適用(飲食業)で未適用事業所であり、調査で賃金台帳を閲覧したが、それぞれの事業所から給与が支払われ、法人の申告及び個人事業所の確定申告もそれぞれ別に行なわれている。元被保険者に交付されている源泉徴収票、給与明細もそれぞれの事業所名で交付されている。上記の書類上では、個人事業所が未適用のため法人事業所から支給されている10万の報酬のみで標準報酬が決定されることは正しい旨を伝えるが、1つの場所で勤務しており別々の給与となっていることがおかしい旨を主張する。

- ① 第三者等からの情報提供等による事故調査要領(業務処理マニュアル)では、届出内容等が不当と思われるものについて、帳簿等の確認を中心とした調査方法が列記されているが、今回のように帳簿等が別法人として整わっている場合は、1箇所の事業所で労務管理が行なわれている証拠がないとして復命し、調査完了してよろしいか。厚生年金法第31条による確認の請求(今回の請求は、資格の得喪ではなく、報酬の訂正)にはあたらぬとして、請求却下等の処分もできない、としてよろしいか。
- ② 定期便等で標準報酬等を通知することになってから、報酬誤りの申し立てを受けるケースが増えている。現在の業務処理マニュアルの実地調査で

は、関係帳簿を確認して、帳簿と異なった届出がされていないかを主眼としているように見受けられるが、今回の事例のように関係帳簿がある程度整っており、実態が帳簿と差異があるのか判断するのが困難なケースが増加していくことが予想される。現在の厚生局に認可を受け、関係帳簿を閲覧（強制調査ではなく）する調査では、実態確認についても限界があるが、上記①のように、提出の求めに応じて提示いただいた書類に基づき決定することやむなしと考えるが、いかがか（任意で臨場調査等に応じていただける場合は、その調査踏まえて決定することになるが）。

*個人事業所の事業主は法人事業所の被保険者でもあったが、平成21年8月に被保険者資格を喪失している。個人事業については、その喪失日以降行なわれていない（法人事業主の申し立て）。現在の店舗については、該当法人単独で運営している。元個人事業主と連絡をとること及びこれ以上の事実確認をすることは困難である。なお、依頼者が労働局等にも同様の申し立てを行い、報酬30万に相当する額に修正を受け雇用保険の基本手当を受給しているが、雇用保険については法律が異なり適用基準（農林水産業等の一部を除き、1週間で20時間以上及び1年以上の継続雇用であれば強制適用となる等）も異なる旨説明しているが、社会保険の報酬が合算されないことに納得していただけない。

（回答）

給与が別々で支払われ、賃金台帳も別々となっていることから、任意適用事業所の報酬を含めて報酬訂正することは出来ない。
また、厚生年金保険法第31条に規定されている「確認の請求」については、資格の得喪の確認を行う場合に限られていることから、報酬記録の申立てについては当該請求の対象とはならない。

回答日 平成22年10月26日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上